

魚津市告示第63号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

- 1 収納の事務を委託する者の住所及び団体名
住 所 神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号
団体名 アマノマネジメントサービス株式会社
代表取締役 小針 宏之
- 2 委託した業務の範囲
魚津市営駐車場条例第5条に規定する使用料の徴収業務及び精算機の釣銭補充業務
- 3 委託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで